

## 第21回 葛城市地域公共交通活性化協議会 会議録

開催日時 令和元年6月14日（金）午後1時30分

開催場所 葛城市役所新庄庁舎204会議室

欠席者 梅澤浩二委員、井上景之委員、葛城滝男委員、永田孝士委員、吉川正利委員、西村和也委員

### 議事

#### 1 開会

(事務局)

○ただ今より葛城市地域公共交通活性化協議会を開会いたします。開会にあたりまして、会長の阿古葛城市長よりご挨拶申し上げます。

#### 2 会長挨拶

○ご多忙の中、委員の皆様方にはお集まりいただき、心より御礼を申し上げます。この協議会も会を重ねて、今年の秋の改編に向かい様々なご意見を頂戴しているところでございます。昨今、マスコミ等では、衝撃的な交通事故のニュースが報道されており、年配の方の運転についてセンセーショナルに取り上げられておりますが、将来の公共交通のあり方、自動車のあり方について考える機会になったのではないかと思います。葛城市においては、コミュニティバスを導入してから2～3年ほど経過したが、改編に向けて皆様からの最終的な意見調整をできたらと存じます。よろしく願いいたします。

(事務局)

○ありがとうございました。議事に入る前に、4月の人事異動により交代された委員様もおられますので、改めまして、各委員様より自己紹介をお願い申し上げます。

#### 【各委員 自己紹介】

○各委員の皆様におかれましては、今年度よろしく願い申し上げます。それでは、協議会規約の第9条第1項の規定によりまして、会長が議長を勤めるとなっておりますので、以降の進行を阿古会長にお願いしたいと思っております。よろしく願いします。

### 3 報告案件

(議長)

- それでは、ただ今より私が議長を務めさせていただきます。議事がスムーズに運びますよう、皆さまのご協力をお願いします。  
まず、最初に報告案件（1）について、事務局より説明を求めます。

(事務局)

- 報告案件（1）平成30年度決算及び会計監査につきまして、報告させていただきます。資料1をご覧ください。

#### 【資料1説明】

- 次に、会計監査について、監事を代表いたしまして、監事の山下博史委員に報告をお願いいたします。資料2をご覧ください。それでは、山下委員様よろしくをお願いいたします。

#### 【資料2説明】

(議長)

- 次に、報告案件（2）について、事務局より説明を求めます。

(事務局)

- 報告案件（2）葛城市コミュニティバスの利用状況につきまして、報告させていただきます。資料3をご覧ください。

#### 【資料3説明】

(議長)

- 次に、報告案件（3）について、事務局より説明を求めます。

(事務局)

- 報告案件（3）パブリックコメントについて事務局よりご報告をさせていただきますので、資料4と資料5をご覧ください。

#### 【資料4、資料5説明】

(議長)

○次に、報告案件(4)について、事務局より説明を求めます。

(事務局)

○報告案件(4)公共交通に関する契約につきまして、事務局よりご報告をさせていただきます。まず最初に、コミュニティバスの運行に関する契約でございますが、奈良交通株式会社との運行委託の契約期間が3月末までとなっておりますので、新形態での運行を開始する直前の9月末まで契約を延長させていただきました。次に、新運行形態の導入に伴う支援業務委託でございますが、前年度から引き続き、「一般社団法人システム科学研究所」と契約を締結させていただきました。最後に、Eルート及びFルートに導入予定の予約型乗合タクシーでございますが、公募型プロポーザルを実施した結果、「(株)サンキュータクシー」を委託業者として決定したことをご報告いたします。

(議長)

○次に、報告案件(5)について、事務局より説明を求めます。

(事務局)

○報告案件(5)その他につきまして、事務局よりご報告をさせていただきます。前回の当協議会におきまして、増田委員様より「運行の見直しで、コストの改善はどの程度、見込まれるのか。」とのご質問がございましたが、今回の見直しにつきましては、もともと、コストの削減を目的としたものというよりは、利便性の向上や利用率の向上を目指して、検討を進めてきたものであると認識しております。利用者の少ないミニバスルートの一部につきましては、予約型乗合タクシーを導入して、予約のない便につきましては、運休となりますので、現在に比べますと、その分の運行費用は削減されますが、具体的な削減額となりますと、予約状況により運行費用が大きく変化しますので、試算は非常に困難でございます。また、削減額を公にしまうと、どうしても数字だけが一人歩きしてしまったり、コストの削減を前提に行っていると理解されかねませんので、慎重に取り扱う必要があると考えております。

○報告案件については以上です。

#### 4 協議案件

(議長)

○まず、協議案件（１）について、事務局より説明を求めます。

（事務局）

○それでは、協議案件（１）地域内フィーダー系統生活交通維持確保計画（案）につきまして、説明させていただきます。資料６をご覧ください。

#### 【資料６説明】

（議長）

○ただ今、事務局より説明のありましたことについて、何かご意見ございますか。

○協議案件ですので、「案」という文字は消してください。

○他にないようでしたら、協議案件（１）につきましては、ご承認をいただいたということですので、続きまして、協議案件（２）につきまして、事務局より説明を求めます。

（事務局）

○それでは、協議案件（２）令和元年度のスケジュール（案）につきまして、説明させていただきます。資料７をご覧ください。

#### 【資料７説明】

（議長）

○ただ今、事務局より説明のありましたことについて、何かご質問等はございますか。

○法定協議会の開催日を８月から９月に変更してください。また「案」という文字は消してください。

○他にないようでしたら、協議案件（２）につきましては、ご承認をいただいたということですので、協議案件（３）その他の協議事項につきまして、事務局よりお願いします。

（事務局）

○協議案件（３）その他につきまして、事務局より説明させていただきます。その他の案件といたしましては、２つの協議案件がございますが、まずは、消費税についてのご説明をさせていただきます。

○現在のバスの運賃は１００円で、消費税額を含んだ金額となっておりますが、

本年の10月から、消費税の税率に変更が生じた場合の運賃における消費税の取り扱いについて、ご協議をいただく必要がございます。今回、ご協議いただく対象となる運賃は、環状ルートの内回りと外回り、ミニバスルートのAルート、Bルート、Dルート、そして、前回の協議会で承諾をいただき、10月から予約型乗合タクシーを導入いたします、Eルート、Fルートでございます。現在の100円の税抜額であります、93円に10%の消費税を加算しますと、税込額は、102円となりますが、バスや電車の運賃は、100円単位での料金設定となっているのが一般的でございます。事務局といたしましては、ワンコインという利便性を考慮して、内税のまま料金を100円で据え置いてはと考えておりますが、この件につきまして、ご協議をお願いいたします。

(議長)

- ただ今、事務局より説明のありましたことについて、何かご質問等がございますか。

(奈良県タクシー協会：吉川)

- タクシーの場合は、端数は四捨五入ではなく切り上げとしている。税金は平等にとるのが本意だと思うため、110円に値上げしたほうが良いのではないか。

(葛城市区長会：川本)

- 葛城市コミュニティバスの利用者のほとんどが市民だと思うし、市の財政のこともあるが、内税の案でお願いいただきたい。

(事務局)

- 消費税の取扱については本日決定する案件ではなく、本日の委員の皆様からの意見を参考にして、次回の協議会で進め方を報告する予定である。

(奈良交通：米田)

- 他の市町村のコミュニティバスの事例として、1円単位の運賃収受ができないため100円から110円への値上げを議論しているところがある。ただ、110円は値上げしすぎだということで据え置きたいという意見がでてくる。また、利用者にとっては、両替することが増え、運賃支払の煩わしさは増えると思う。

(議長)

- いろいろなご意見をお聞きしたので、次回の協議会で結論を出したいと思う。
- 他にご意見ご質問等はございますか。

(事務局)

- その他の案件の2つ目につきまして、事務局より説明させていただきますので、本日配布させていただきました、資料8、資料9、資料10をご覧ください。資料8は、今回、ミニバスルート再編に伴いまして、「休止」となる予定の、Cルート、Eルート、Fルートについてでございます。運行を休止しようとする路線といたしまして、C・E・Fルート、運行を休止する期間といたしまして、本年10月1日から令和2年3月31日まで、その他、休止を申請する理由等が記載されております。休止の手続きにつきましては、通常ですと、道路運送法に基づきまして、6ヶ月前までに国土交通大臣に「休止」の届け出を行う必要がございますが、これを1ヶ月前までに短縮させるため、資料9により、奈良県知事を会長として組織しております、「奈良県地域交通改善協議会」へ届出を行い、葛城市の当協議会を「奈良県地域交通改善協議会」の分科会として位置付けていただいた後、資料10により、C、E、Fルートの休止についての協議が調っていることの証明書が必要となります。資料10の「道路運送法第15条の2第1項等に掲げる協議が調っていることの証明書(案)」につきましては、前回の協議会におきまして、予約型乗合タクシーの導入に伴う申請を行う際に必要となるものでしたが、今回は、奈良交通が、C、E、Fルートの運行を10月1日から休止するための申請を行う際に必要となるものでございます。事務局からの説明は以上でございます。

(事務局：副市長)

- 休止という表現をしているが、従来のEルートやFルートが無くなるわけではなく、車両をタクシー車両にして予約のあった区間のみを運行する方式、葛城市版デマンド交通に変える検討をしている。まずは、この葛城市版デマンド交通について実証実験をするため、現在の定時定路線の運行方式については休止という取扱にして、実証運行を開始することになる。なぜ廃止ではなくて休止にしているかは、実証実験の結果、新しい運行形態が上手くいかないとしたら、すぐに元の運行方式に戻すことができるためである。地域の公共交通が無くなるということではない。

(葛城市区長会：岡本)

- この運行は合理化や有効活用の一環として行うものだと思うが、Cルート、Eルート、Fルートの大字には説明しているのか。

(事務局)

- 昨年度に対象大字の区長様に説明し理解を頂いている。大きな反対意見は出てこなかった。

(議長)

- 他にないようでしたら、ご承認をいただいたということですので、案の文字を消してください。
- 10月1日からの改編になるため、事務局は、手続きや周知の段取りを間違いなく進めてください。

(事務局)

- ホームページ等を用いた周知や印刷物による周知など、順次、進めていく予定である。

(議長)

- 他にご質問等はございますか。

(事務局)

- 次回第22回協議会の開催は、8月に開催を予定しています。どうぞよろしくお願い致します。

(議長)

- 事務局で日程を調整し、速やかに案内できるようにお願いします。

## 5 閉会

(議長)

- 以上をもって、第21回葛城市地域公共交通活性化協議会を閉会します。ありがとうございました。